二　右欄に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	八二〇、〇〇〇円
イ　その有する病床が一五〇床未満であること。	
ロ　当該病院が直近の国勢調査の結果による人口集中地区以外の区域に所在していること。	
三　四以外の病院	六六一、〇〇〇円
四　リハビリテーション専門病院	五〇〇、〇〇〇円

一般病床等の数及び結核病床等の数の合計数（ただし、結核病床等を有する場合であつて、合計数が百を超える場合は、百から一般病床等の数を控除して得た数（負数となるときは、零とする。）を上限として結核病床等の数を加える。）	結核病床の数（第一号又は第二号の中欄のただし書において加えた数を除く。）
精神病床の数（第一号又は第二号の中欄のただし書において加えた数を除く。）	一般病床等の数及び結核病床等の数の合計数

第二条第一項第一号の表第十一号二を次のように改める。

二　道府県が経営する病院（特定公営企業型地方独立行政法人が経営する病院を含む。）であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一〇、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額	四、四七二、〇〇〇円」に、「（四八、六〇〇、〇〇〇円を超えるときは、四八、六〇〇、〇〇〇円）の合算額」を「（病床の数が三十以上の場合は、一三四、一六六、〇〇〇円）」に改め、同号四中「厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床及び新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして」を削り、「新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室の有する」を「次の表の上欄に掲げる種別の」に、「二、七二八、〇〇〇円」を「、それぞれ下欄に掲げる額」に改め、同号四に次の表を加える。

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（道府県知事に届け出を行う予定の新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室を含む。）（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	三、五五〇、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして総務大臣が調査した新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（右欄の括弧書において加えた数を除く。）（以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。）の有する病床の数	二、八四〇、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特定集中治療室等において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩める状態となつた者若しくは同室における管理が必要とされる状態には移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態であることが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態であるが若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を収容する室又は新生児集中治療室等から退出した児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。）の有する病床の数	一、七七五、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室（新生児特定集中治療室等に準ずる室において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩める状態となつた者若しくは同室における管理が必要とされる状態には移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態であるが若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を収容する室又は新生児集中治療室等から退出した児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。）の有する病床の数	一、四二〇、〇〇〇円

第二条第一項第一号の表第十一号五中「三八四、〇〇〇円」を「一、四〇〇、〇〇〇円」に改め、同表第十四号中「一七四円」を「一七二円」に改め、同表第十七号を削り、同表第十八号中「上水道事業、交通事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、観光施設事業、下水道事業、有料道路事業、駐車場事業その他総務大臣の定める」を削り、「当該基礎年金拠出金に係る負担額」の下に「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額」を加え、同号を同表第十七号とし、同表第十九号一の表中「二二〇、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に、「一、六九〇、〇〇〇円」を「一、七八〇、〇〇〇円」に、「四一〇、〇〇〇円」を「三七〇、〇〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「三〇〇、〇〇〇円」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第二十号中「1,801円」を「1,809円」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十一号を同表第二十号とし、同表第二十二号中「73,000円」を「81,000円」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十三号から同表第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十六号中「五、〇〇九、〇〇〇円」を「四、九三三、〇〇〇円」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第二十七号を同表第二十六号とし、同表第二十八号を同表第二十七号とし、同表第二十九号中「220,000円」を「218,000円」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表第三十号を同表第二十九号とし、同表第三十一号中「453,686円」を「351,557円」に改め、同号を同表第三十号とし、同表第三十二号を同表第三十一号とし、同表第三十三号中「以降」を「から平成二十一年度まで」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表第三十四号を同表第三十三号とし、同表第三十五号中「算定した額」の下に「から当該都道府県の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表都道府県の項第二欄第六号に規定する病床の数に六七、二〇〇円を乗じて得た額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）」を加え、「209,000円」を「249,000円」に改め、同号を同表第三十四号とし、同表第三十六号から同表第四十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四十二号中「第十条第十一項」を「第十条第十項」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表第四十三号を同表第四十二号に改め、同表第四十四号中「8,700,000円」を「8,500,000円」に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第四十五号から同表第五十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表第五十二号中「並びに第三条第一項第一号イの表第五号及び同項第三号イの表第六十二号」を削り、同号を同表第五十一号とし、同表第五十三号中「第三条第一項第一号イの